

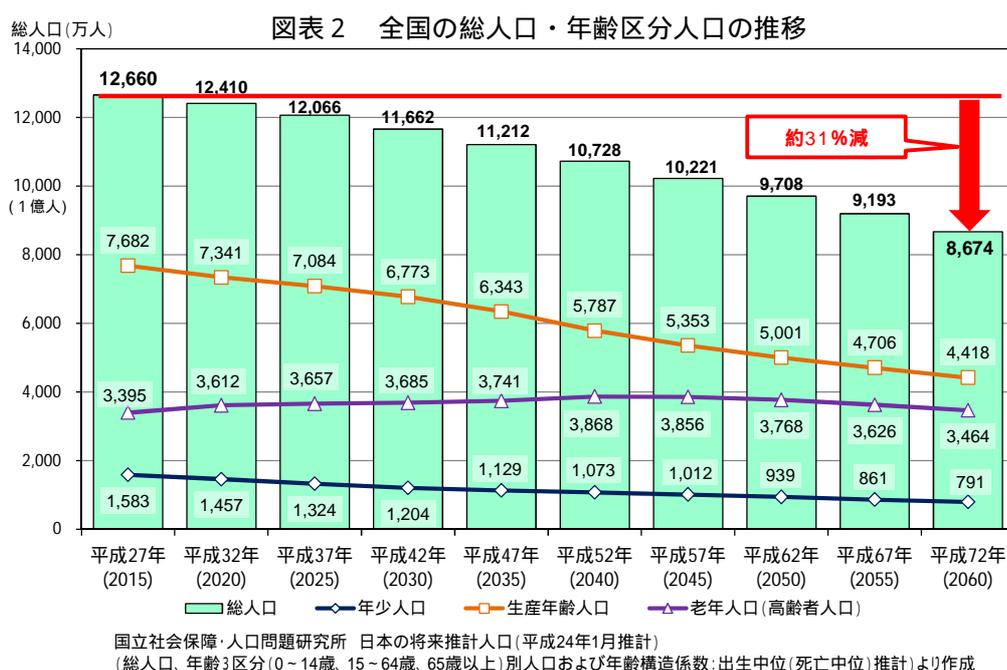
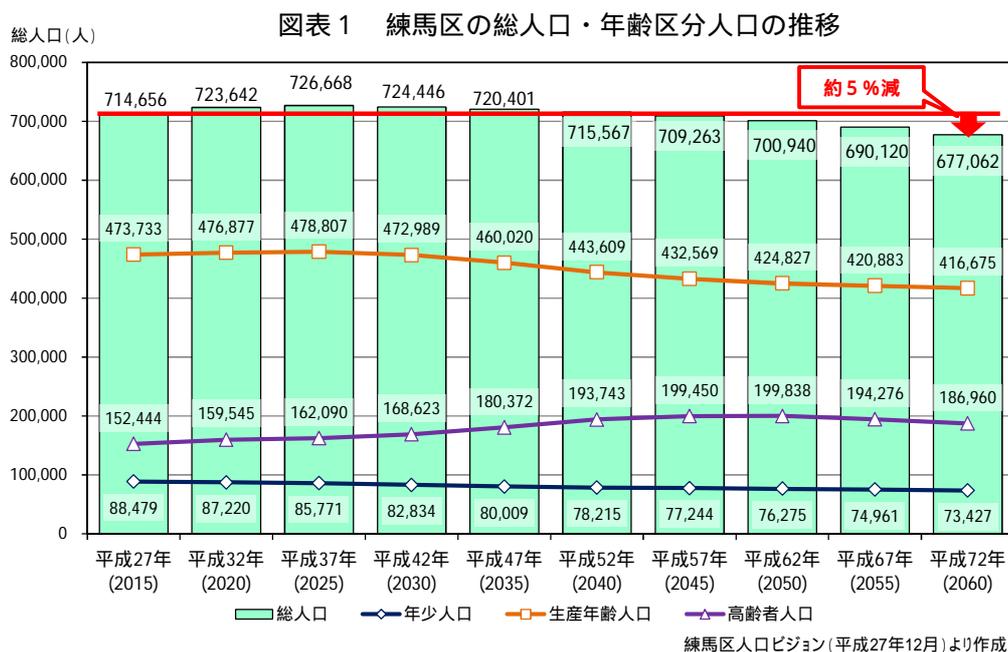
第一章 区立施設の現状と将来見通し

図表などのデータは、特に記載のあるものを除き、平成 27 年度末を基準としています。

1.1 練馬区の特徴

1.1.1 練馬区と全国の人口推計

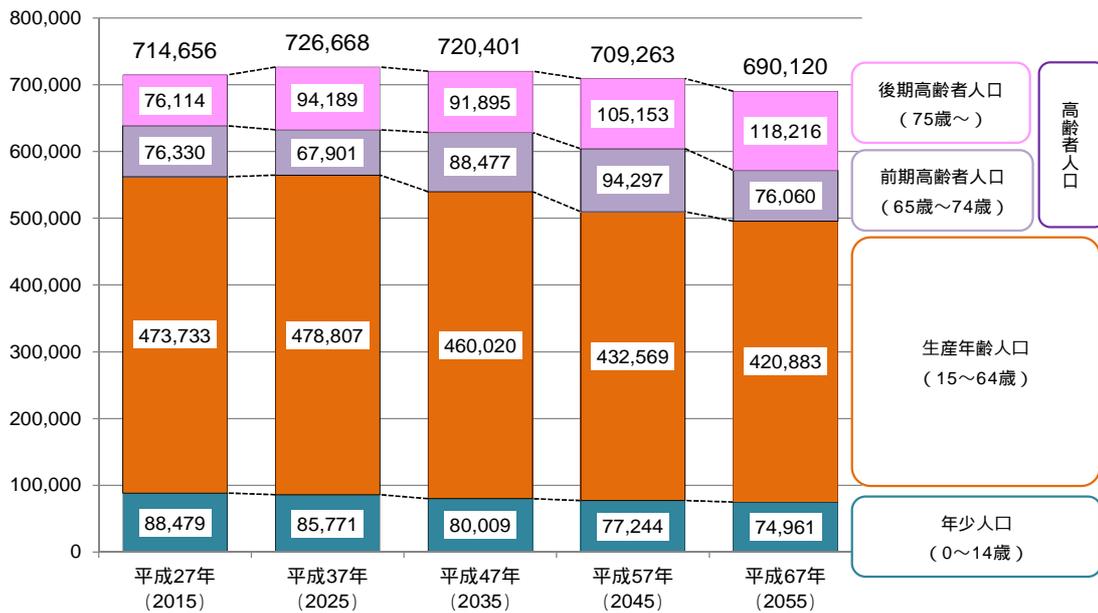
全国的には既に人口減少局面に入っており、今後も一貫して人口は減少し続けると見込まれています。練馬区では平成30年代までは増加し、それ以降逓減するものの、減少率は全国に比べて緩やかで、30年後も約71万人と推計されます。



1.1.2 人口構成の推移

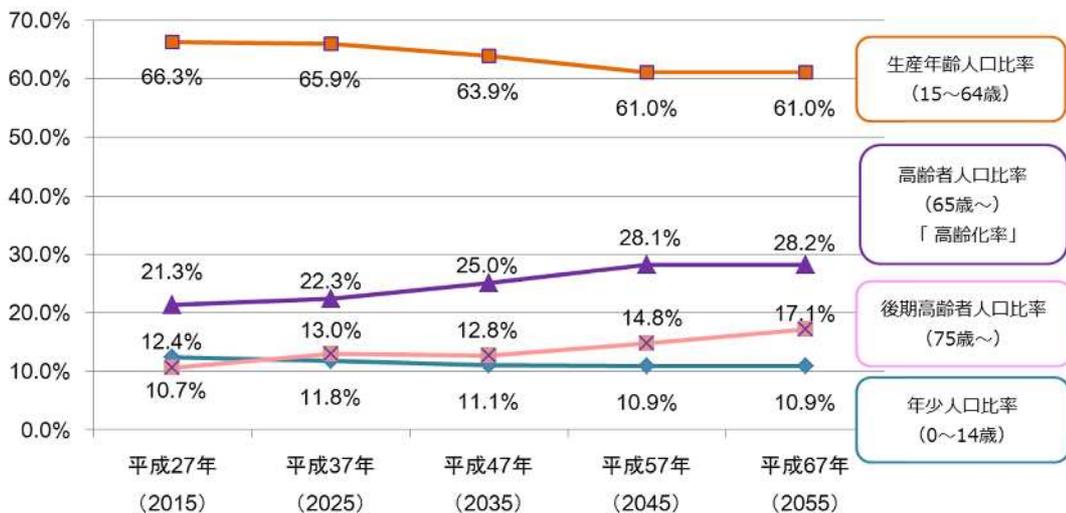
人口構成は、少子高齢化に伴い大きく変化します。特に、人口の多い世代である「団塊の世代」が平成30年代半ばに75歳を迎え、「団塊ジュニアの世代」が平成40年代後半から65歳に到達し始めます。これらの要因により、急速に高齢者人口が増加していきます。

図表3 人口構成の推移



練馬区人口ビジョン（平成27年12月）より作成

図表4 人口構成比率の推移



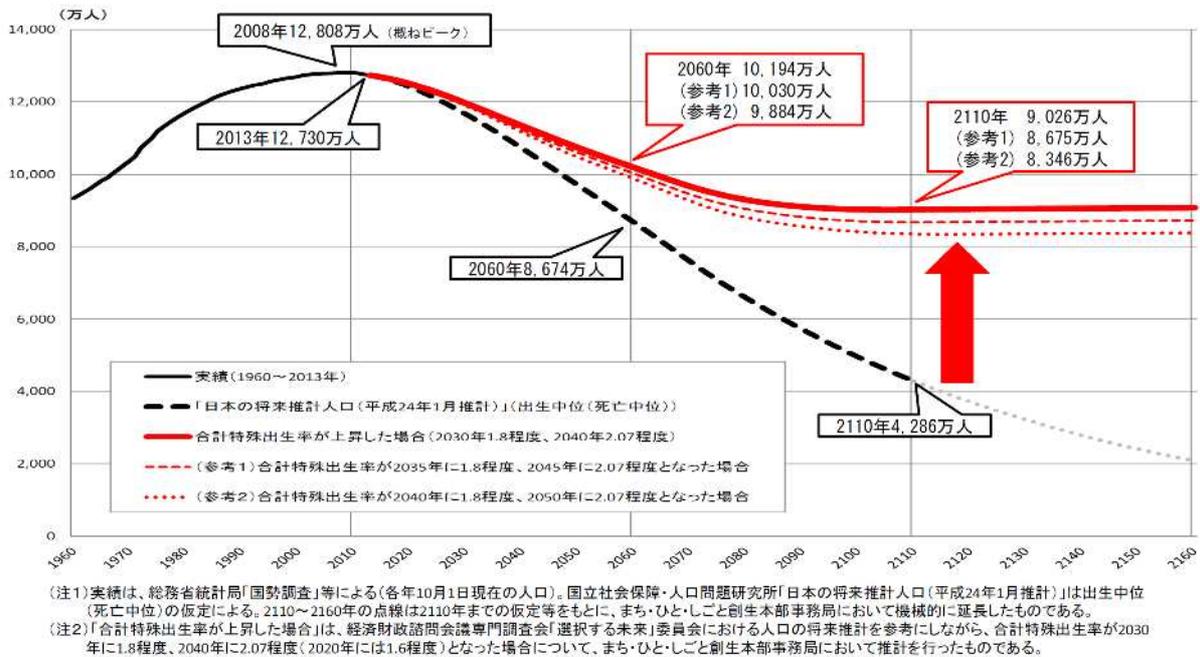
練馬区人口ビジョン（平成27年12月）より作成

【参考】日本全体および東京都の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（24年1月推計）」（出生中位・死亡中位）によると、平成72（2060）年の総人口は約8,700万人にまで減少すると見通されています。

国は平成26年12月に日本全体の将来展望を示す「長期ビジョン」を公表しました。この中では、目指すべき将来の方向として、若い世代の結婚・子育ての希望を実現し、出生率を回復することで、平成72（2060）年に1億人程度の人口を確保することを掲げています。

図表5 わが国の人口の推移と長期的な見通し(全国)

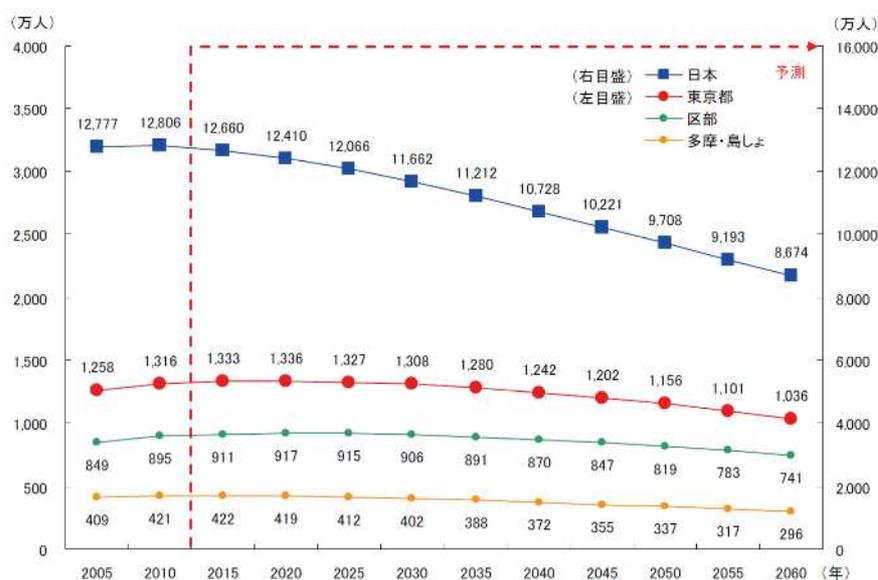


(出典) まち・ひと・しごと創生本部 『まち・ひと・しごと創生 長期ビジョン』(平成26年12月27日閣議決定)

また、平成 27 年 10 月公表の東京都総合戦略においては、東京都の人口は、平成 32 (2020) 年の 1,336 万人をピークに減少に転じ、平成 72 (2060) 年には 1,036 万人と、平成 22 年 (2010) 年に比べ約 2 割減少するとされています。地域別では、区部は平成 32 (2020) 年に、多摩地域・島しょ地域は区部より若干早く平成 27 年 (2015) 年にピークを迎える見通しが示されています。

人口の減少は、経済や財政に大きな影響を及ぼします。すでに地方では、共同体そのものの維持が難しくなっているところも出てきています。練馬区も、日本や東京都の人口動向の影響を受けることは避けられません。

図表 6 日本と東京の人口の推移



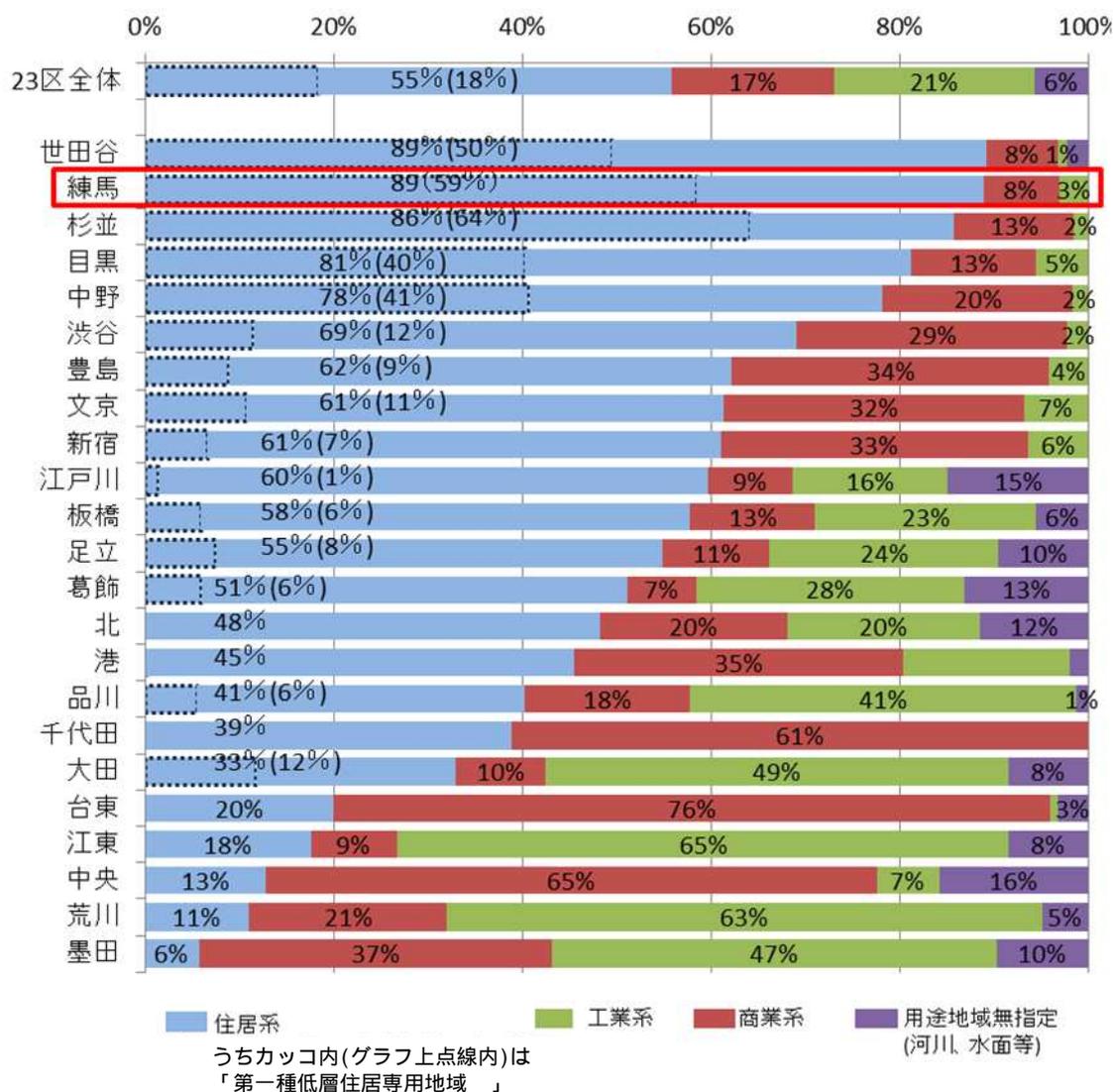
(資料) 「東京都男女年齢 (5 歳階級) 別人口の予測」 (平成 25 年 3 月) (東京都総務局)、「国勢調査」 (総務省)、「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」 (国立社会保障・人口問題研究所) 等より作成
 (備考) 2015 年以降の東京の人口は東京都政策企画局による推計

(出典) 東京都 『「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現を目指して～東京都総合戦略～』 (平成 27 年 10 月) 「第二章 東京の人口」より

1.1.3 住居系のまちなみ

練馬区は住居系の用途地域が多く、低層住宅の良好な住環境を守っていますが、これらの地域では高層建築に制限があります。

図表 7 特別区各区の用途地域ごとの割合



...低層の良好な環境保護のための地域であり、用途地域の中で最も厳しい規制がかけられている。

(出典)「特別区の統計」(平成 26 年版)

1.2 区の施設の現況

1.2.1 施設数、延べ床面積

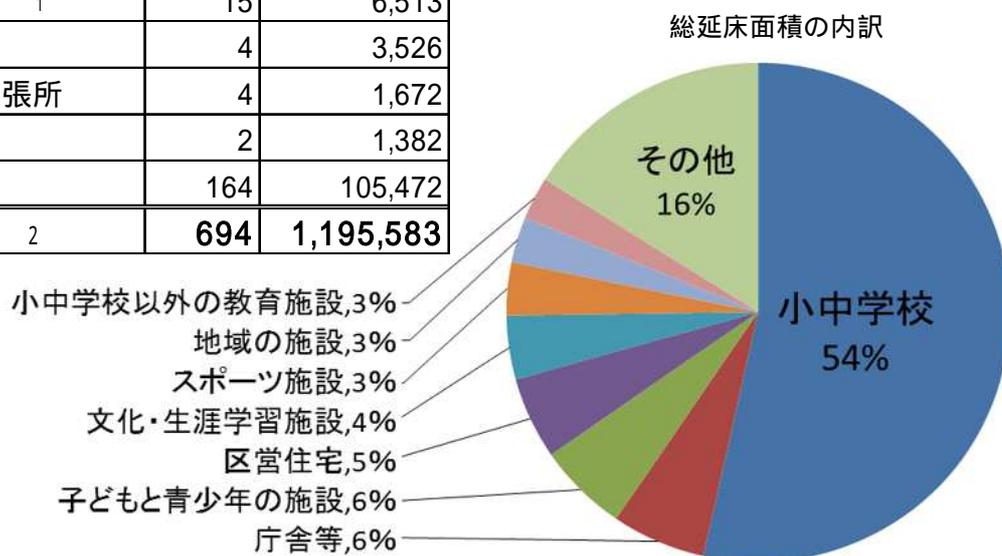
区立施設には、庁舎や学校、保育園、地区区民館など、様々な施設があります。単独の施設のほか、複数の施設を併設しているもの、都営住宅や民間施設などに併設しているものがあります。また、区が保有している建物を民間に貸し付けている施設もあります。

区立施設および区が保有する施設の総数は約 690 施設です。総延べ床面積は約 120 万㎡であり、その約半分は小中学校が占めています。

図表 8 区立施設および区が保有する施設の数・総延べ床面積

施設種別	施設数	総延べ床面積(㎡)
小中学校	99	639,699
庁舎等	7	72,263
子どもと青少年の施設	202	68,004
区営住宅	22	63,009
文化・生涯学習施設	24	49,465
スポーツ施設	23	41,105
地域の施設	49	35,291
小中学校以外の教育施設	13	33,046
障害者福祉施設	23	22,127
高齢者福祉施設	23	19,599
産業振興・勤労者福祉施設、集会施設	8	12,667
清掃関連施設	6	12,071
保健相談所	6	8,671
区民事務所、出張所 1	15	6,513
リサイクルセンター	4	3,526
土木出張所、公園出張所	4	1,672
総合福祉事務所 1	2	1,382
その他の施設	164	105,472
施設合計 2	694	1,195,583

- 1 区民事務所、総合福祉事務所のうち、練馬区役所庁舎と石神井庁舎内ものは、庁舎等の中に含めています。
- 2 区が民間から借り上げて開設している施設で、区が建物の維持管理をしていないもの(高齢者集合住宅等)は含めていません。

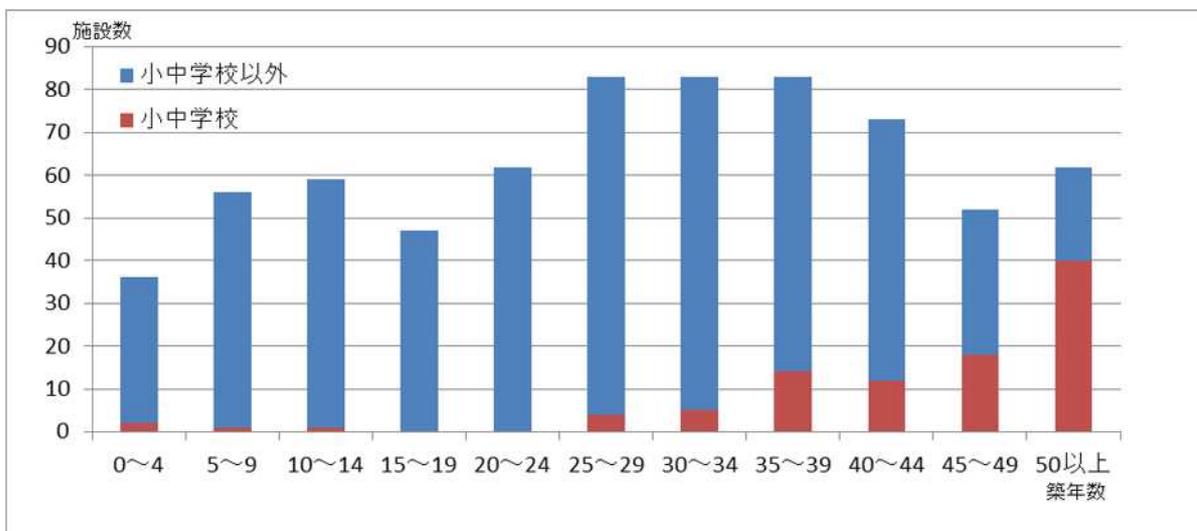


1.2.2 施設の老朽化の状況

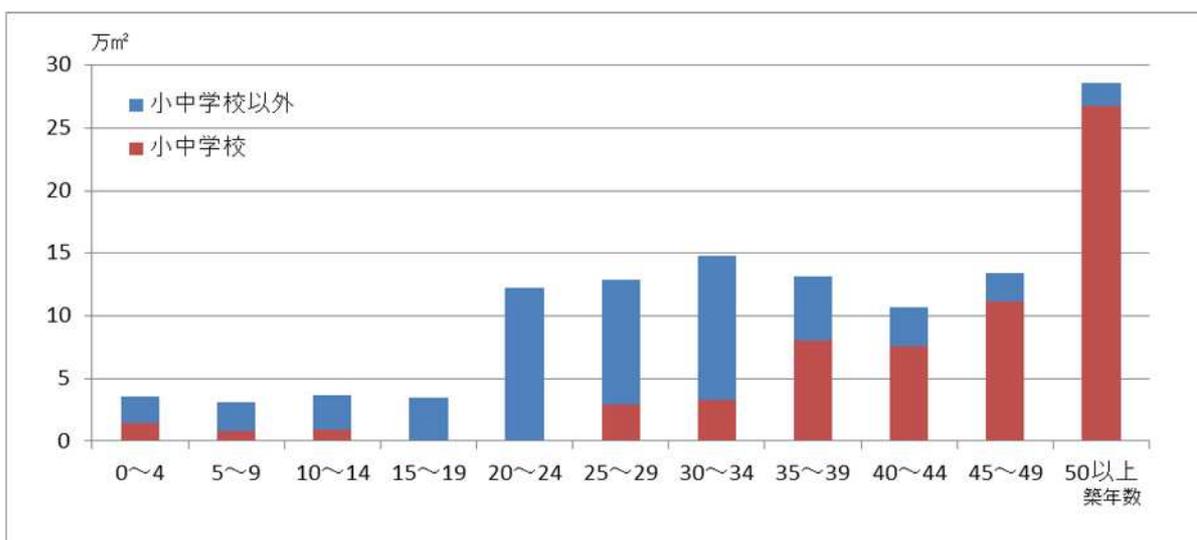
建築後 30 年以上経過した施設は、353 施設あり、その延床面積は約 81 万㎡です。これは、区立施設の総延べ床面積の約 67%に当たります。

築年数が古いほど小中学校の割合が高くなっています。区立施設の耐震化は完了していますが、老朽化が進行しています。

図表 9 建築後経過年数別の施設数



図表 10 建築後経過年数別の施設面積

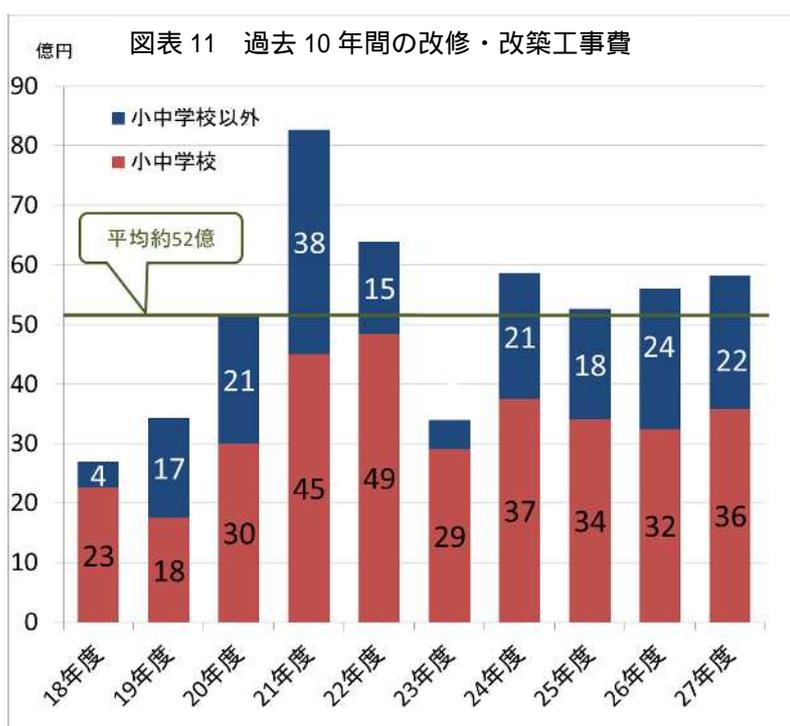


1.3 維持・更新に係る経費と財政負担

1.3.1 施設の維持・更新に要した経費

施設は、適切な時期に改修や改築を行う必要があります。

平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に実施した改修・改築の工事費は約 519 億円でした。1 年あたり平均で約 52 億円を支出しています。



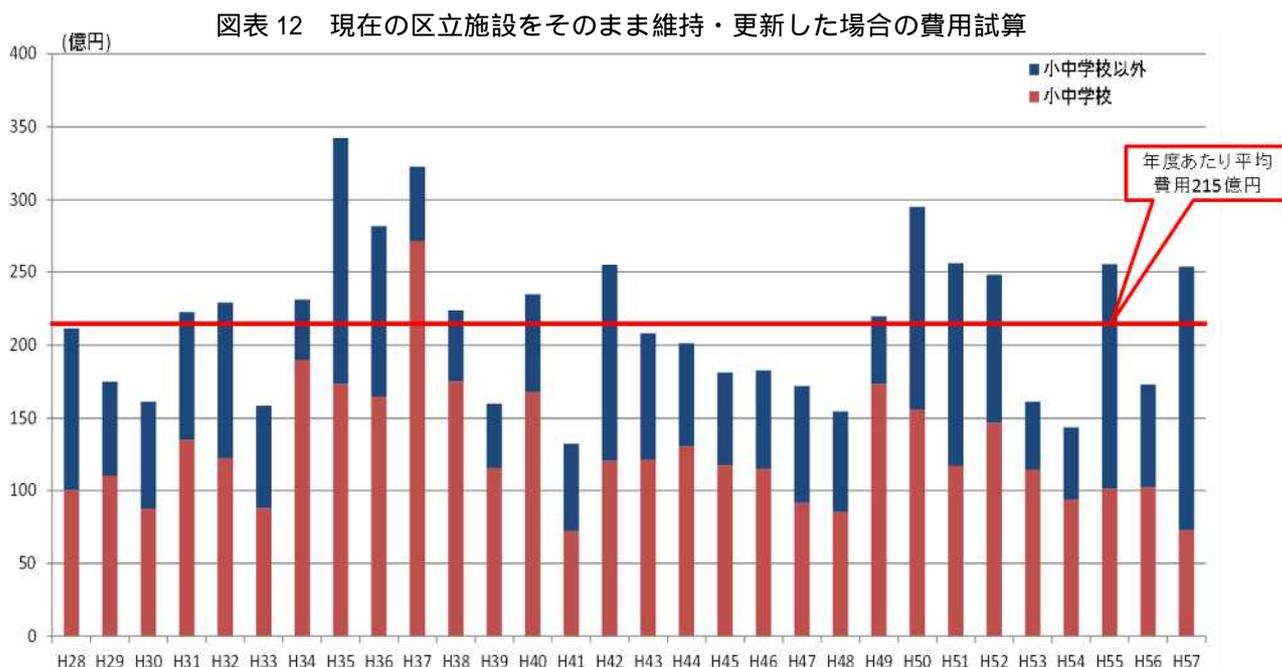
主な改修・改築の工事費

- ▶大泉北出張所、大泉北敬老館、大泉北地域集会所の大規模改修
約 2.8 億円(244 千円/m²、平成 26～27 年度)
- ▶桜台地区区民館、同学童クラブ、桜台第二保育園の大規模改修
約 6 億円(375 千円/m²、平成 26 年度)
- ▶白百合福祉作業所の大規模改修 約 2 億円(333 千円/m²、平成 26 年度)
- ▶豊玉第二中学校の部分改築 約 23 億円(404 千円/m²、平成 25～26 年度)
- ▶開進第四中学校の改築 約 24 億円(345 千円/m²、平成 26～28 年度)

改修...建物等の改良や模様替え、設備や建物の付帯施設等の更新を行うこと
改築...建物等を解体撤去し、原則として同一敷地内に同様の用途の建物を新たに建築すること

1.3.2 今後 30 年間の維持・更新費用の試算

現在の区立施設の機能・規模をそのまま維持するものとして、費用を試算すると、今後 30 年間の維持・更新費用は約 6,450 億円となります。1 年あたり平均で約 215 億円が必要となります。



試算の前提条件

- 平成 27 年度に、現在の区立施設の機能・規模を原則としてそのまま維持するものとして、平成 28 年度から 57 年度の 30 年間の費用を試算しました。
- 試算の対象となる施設は、延床面積 100 m²以上の建物(学童クラブは 100 m²未満も含む)としました。ただし、倉庫、集積所などの用途に使われている施設は試算の対象外としています。
- 鉄筋コンクリート造施設については、築 15 年、30 年、45 年時に改修(築 30 年時は大規模改修)を実施し、築 60 年で改築することとして試算しました。鉄骨造の建物、単独棟の学童クラブについては、築 15 年、30 年時に改修(築 30 年時は大規模改修)を実施し、築 45 年で改築を実施することとして試算しました。

平成 27 年度時点で既に築 30 年を上回る建物は未改修分として、試算期間の 30 年間に均等配分しました。

- 費用は、施設の延床面積に工事単価を乗じて試算しました。
 - 築 30 年の大規模改修および改築の工事単価は、総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成 24 年 3 月)」を参考に、施設の用途等に応じて設定しました(右表参照)。なお、物価の変動は考慮していません。
 - 築 15 年、45 年の改修工事単価は施設の用途に関わらず 127,500 円/m²と設定しました。
 - 1 つの建物に 2 つ以上の施設がある複合施設の場合、建物を管理している施設(いわゆる大家)の工事単価を採用しました。

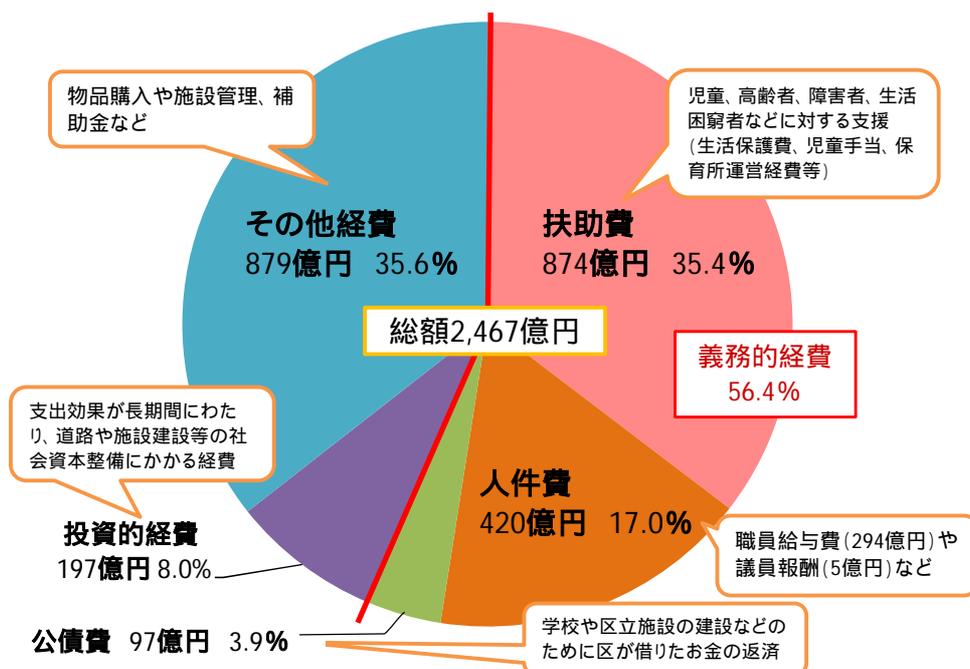
改築、大規模改修の工事単価

改築	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²
大規模改修	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	17万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²

1.3.3 区の財政状況

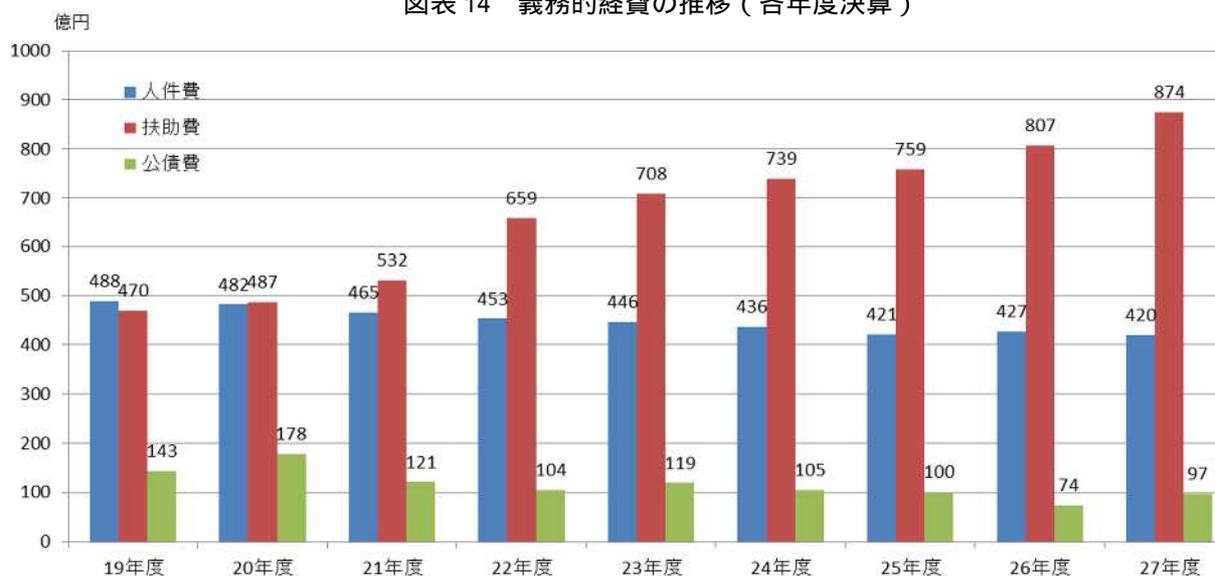
平成27年度決算で見ると、区の支出のうち、容易に減らすことができない義務的経費(扶助費、人件費、公債費)は、歳出全体の56%を占めています。

図表13 平成27年度歳出決算 性質別の内訳



義務的経費は、年々増加しています。中でも扶助費の増加が著しく、少子高齢化の進行に伴い、今後も増加することが予測されます。

図表14 義務的経費の推移(各年度決算)

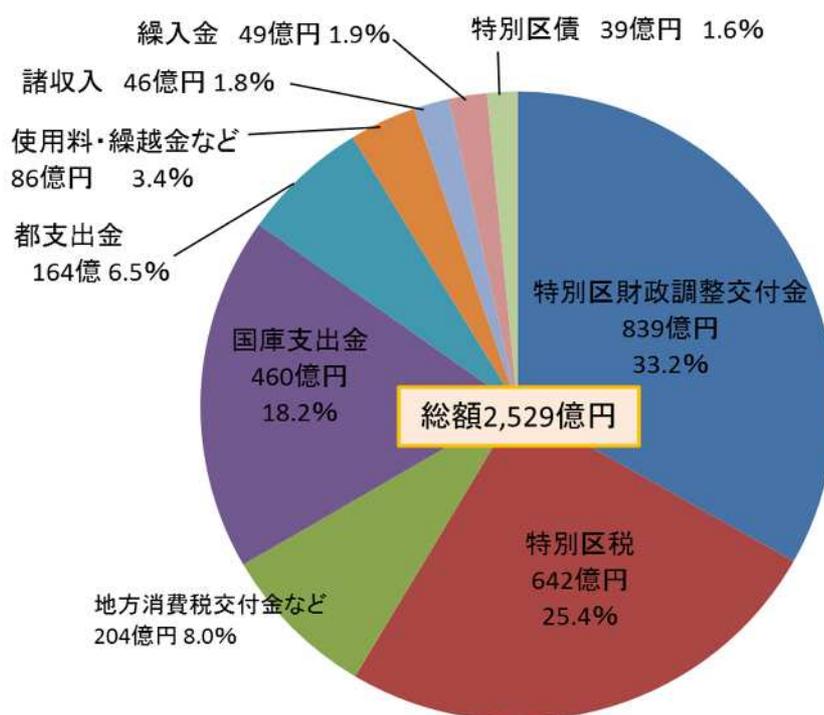


平成 27 年度歳入決算では、収入全体のうち、特別区財政調整交付金が 33% と最も多い割合を占めています。特別区財政調整交付金は、固定資産税・法人住民税・特別土地保有税を都が徴収し、都区の共通財源として仕事の分担に応じて都(45%)と区(55%)に分配されるもので、特別区分は各区の財源不足に応じて交付されます。練馬区は 23 区の中でも特別区財政調整交付金に依存する割合が高くなっています。

特別区財政調整交付金は、原資となる固定資産税、法人住民税が経済情勢によって大きく左右されます。今後、長期的に人口が減少するなかで国全体の経済力が低下すれば、その影響を受けることは避けられません。また、法人住民税の一部が国税化され、今後さらに拡大される動きもあります。特別区財政調整交付金に大きな影響を与えることが見込まれます。

2 番目に高い割合を占める特別区税は、今後、生産年齢人口の減少に伴い減収となることが懸念されます。

図表 15 平成 27 年度歳入決算の内訳



歳出では高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加が不可避であり、歳入面でも減少は避けられません。これから練馬区が人口減少局面を迎えると、ますます厳しい状況になることを覚悟しなければなりません。

第一章のまとめ

